

# 武 辺 咄 研 究

— 『明良洪範』と『常山紀談』 —

菊 池 真 一

## 一

『武辺咄聞書』と『明良洪範』との関係については、拙稿「武辺咄研究——『武辺咄聞書』と『明良洪範』——」（『日本のことばと文芸』第五集。甲南女子大学国文学会。昭和五十八年十二月）において検討した。本論では、『明良洪範』と『常山紀談』との関係について考察する。なお、「武辺咄聞書」と『常山紀談』との関係については、別稿を予定している。

前掲拙稿において、私は、『明良洪範』の成立を享保以降と推定した。<sup>(1)</sup>鈴木棠三氏は、角川文庫『常山紀談』解説（下巻。昭和四十一年）において、『常山紀談』は元文四年に一応の成

稿を見、明和初年頃改稿が成ったと推測されている。拙稿「武辺咄研究——『武辺咄聞書』基礎調査——」（『甲南女子大学研究紀要』第十九号。昭和五十八年三月）で概略触れた所から想像するに、『常山紀談』は、『武辺咄聞書』所載の話素材として大いに利用していると思われる。その『常山紀談』が『明良洪範』をどの程度利用しており、それが『常山紀談』にとってどんな意味を持つものかを検討するのが、本論の趣旨である。

## 二

『明良洪範』と『常山紀談』とを比較してみると、類似の話が四十例見られる。これらは話が似ているというだけのこと

詳細に本文を検討すると、ほとんど同じもの、若干違うもの、相違が目立つものの、三段階に区分することができる。

まず、語の運び、表現のしかた、固有名詞等、記述がほとんど同じものとして、次の八例が挙げられる。それぞれ、所在(第何巻の第何話にあるか)・目録題を示し、内容を概略記す。

なお、『明良洪範』は『明良洪範』(伊藤千可良・文伝正興校。国書刊行会。明治四十五年)、『常山紀談』は『定本常山紀談』

(鈴木棠三校注。新人物往来社。昭和五十四年)による。前者は木活字本、後者は整版本の、それぞれ翻刻である。なお、『明良洪範』の目録題は原本にはなく、国書刊行会本において新たに作製されたものであることを断っておく。

1 『常山紀談』巻之十八第二十九話「井伊直孝衣服儉約の事付戦國の時質素なりし事」

『明良洪範』巻之十八第二話「古武士の素朴」

○滝川一益・酒井忠清・成瀬正一に関して、昔の武士の質素の風を述べる。

2 『常山紀談』巻之二十第三話「井伊直孝直諫の事」

『明良洪範』巻之十八第三話「井伊直孝の直諫」

○井伊直孝による徳川秀忠への諫言の話。

3 『常山紀談』巻之二十第四話「明の鄭芝竜援兵を乞ふ事並備

薬正勝諫言の事」

『明良洪範』巻之十八第四話「国性爺援兵の議」

○徳川家光が、桶狭正勝の諫言により、国性爺への援兵派遣を取り止めた話。

4 『常山紀談』巻之二十一第七話「木村重成感状を辞せし説」

『明良洪範』巻之五第二十話「大坂冬陣の四人鎗付木村重成の至言」

○大野主馬の感状要求を木村重成が取り止めさせた話。

5 『常山紀談』巻之二十二第二話「安藤彦四郎討死の事」

『明良洪範』巻之五第二十一話「彦四郎重能の討死」

○大坂夏の陣における安藤彦四郎討死の話。

6 『常山紀談』巻之二十三第六話「蛙延越前組下に慈愛ありし事」

『明良洪範』巻之九第二十八話「蛙延越前が事」

○蛙延越前が五千石を家来二十人に全て分け与えた話。

7 『常山紀談』巻之二十三第十話「義経の鞍の事」

『明良洪範』巻之八第七話「蜂須賀至鎮古器を衆む付上田半平の馬術」

○上田半平が悪馬に義経の鞍を置いて取した話。

8 『常山紀談』巻之二十三第十三話「水田治兵衛功名の事付備

### 井合戦の事

『明良洪範』巻之八第八話「永田治兵衛が事」

○多病の永田治兵衛が、淡輪六郎兵衛の首を取り、己を嘲つた者を見返した話。

短い話を一つだけ代表例として挙げておく。

### 3 『常山紀談』巻之二十四話「明の鄭芝竜援兵を乞ふ事並福

#### 葉正勝諫言の事」

大猷院殿の御時、国性爺日本に援兵を乞ひければ、諸長臣を御前に召出され、「これを捨て置かれなば日本の恥なり。援兵をつかはさるべき」旨仰せられしに、小事たらざる故に各とかくを申出でかねられし処に、稲葉丹後守正勝、援兵の事然るべからざる旨再三申されければ、色を变じ内に入らせ給ひけり。明日又召出され、昨日申せし処思召にかなはざりしが、つく／＼御思慮ありしに、申す処理なり。援兵に及ぶまじき由仰せ出されたり。

#### 『明良洪範』巻之十八第四話「国性爺援兵の議」

大猷院様御時国性爺日本に援兵を乞ければ諸長臣等を召出され御前にて評議ありしに此事すて置れなば日本の恥なり加勢を遣はされ然るべき旨仰せ出されけるに此事国家の大儀なれば各一言も申し出す者なかりし所に稲葉丹後守正

勝援兵の事然るべからざる旨申されければ御気色かはらせられて内に入らせ玉ひける明日又召出され昨日申せし処思召に叶はざりしが熟々御思慮ありしに其方申す処尤理なれば援兵には及ぶまじき由仰せられけり

### 三

次に、話の運び方は同じだが、表現のしかた、固有名詞等に若干相違のあるものとして、次の十三例が挙げられる。今、『明良洪範』と『常山紀談』との比較は、木活字本と整版本の本文について行っている訳だが、湯浅常山が見たのは恐らく写本の『明良洪範』であつたろうし、整版本『常山紀談』が常山の草稿そのままのものとは限らないかもしれず、また、『明良洪範』の本文を常山なりに表現を変えて記したことも考えられるし、『明良洪範』によりながらも他の史料を若干参考にしていくかもしれないので、本節に挙げる諸例の如き範圍での表現のずれは一応許容し、本節の例は『明良洪範』によつたものと考えておく。後、機会を得て、『明良洪範』『常山紀談』の写本を調査するつもりである。文字通りの管見のため、他の書物に酷似した話のあるのを知らずにいる場合があるかもしれない。

それについては、今後調査範圍を広げつつ考え直してみることに  
なるであらう。

1 『常山紀談』卷之十八第二十七話「佐々九郎兵衛経済格論の  
事」

○『明良洪範』卷之十八第八話「佐々木光長の話」

○『明良洪範』卷之十八第八話「佐々木光長の話」

○『明良洪範』卷之十八第八話「佐々木光長の話」

2 『常山紀談』卷之十九第六話「柳生宗矩剣術御師範の事並宗  
矩先見の事」

○『明良洪範』卷之九第二十七話「大猷公宗矩を追慕せらる」

○『明良洪範』卷之九第二十七話「大猷公宗矩を追慕せらる」

3 『常山紀談』卷之二十三第七話「烏丸光広御行状の事」

○『明良洪範』卷之九第二十九話「烏丸光広御の淡泊」

○『明良洪範』卷之九第二十九話「烏丸光広御の淡泊」

4 『常山紀談』卷之二十三第十六話「優婆塞の馬の事付信玄馬  
をえらばれし事」

○『明良洪範』卷之八第十二話「名馬優婆塞」

○『明良洪範』卷之八第十二話「名馬優婆塞」

5 『常山紀談』卷之二十三第十七話「森寺藤左衛門、池田家興

立の事並森寺政右衛門武勇の事」

『明良洪範』卷之八第十三話「森本秀勝父子の事付木全が中  
辺情」

○『明良洪範』卷之八第十三話「森本秀勝父子の事付木全が中  
辺情」

○『明良洪範』卷之八第十四話「森本政右衛門の剛膽」

○『明良洪範』卷之八第十四話「森本政右衛門の剛膽」

6 『常山紀談』卷之二十三第十七話「森寺藤左衛門、池田家興  
立の事並森寺政右衛門武勇の事」

○『明良洪範』卷之八第十四話「森本政右衛門の剛膽」

○『明良洪範』卷之八第十四話「森本政右衛門の剛膽」

7 『常山紀談』卷之二十三第十八話「伴玄札殉死をとゞまる  
事」

○『明良洪範』卷之八第十五話「伴玄札殉死を思止まる事」

○『明良洪範』卷之八第十五話「伴玄札殉死を思止まる事」

8 『常山紀談』卷之二十四第一話「熊沢了介の略伝」

○『明良洪範』卷之七第四話「熊沢蕃山が事」

○『明良洪範』卷之七第四話「熊沢蕃山が事」

9 『常山紀談』卷之二十四第二話「小櫃与五右衛門会津神公を  
諷諭せし事」

○『明良洪範』卷之十八第一話「会津神公の事付小櫃与五右衛  
門の直言」

○小櫃与五右衛門が保科正之に諫言した話。

10 『常山紀談』卷之二十四第四話「渡辺數馬報讐始末の事」

『明良洪範』卷之七第五話「伊賀仇討の願末」

○渡辺數馬・荒木又右衛門、伊賀越の敵討。

11 『常山紀談』卷之二十四第五話「多賀孫左衛門・同忠大夫仇撃の事」

『明良洪範』卷之七第六話「大炊殿橋敵討の始末」

○多賀孫左衛門・忠大夫兄弟、大炊殿橋の敵討。

12 『常山紀談』卷之二十四第七話「林田左文劍術妙手の事並馬爪源五右衛門先見の事」

『明良洪範』卷之七第七話「林田左文の劍術付馬爪源五右衛門が事」

○林田左文が、計略により足輕六人を殺し、捕えたこと。馬爪源五右衛門（『明良洪範』は源右衛門）が林田左文に劍術を学ばなかつたこと。

13 『常山紀談』卷之二十五第一話「石井兄弟報讐の事」

『明良洪範』卷之七第十一話「伊勢亀山仇討の願末」

○石井源蔵・半蔵、伊勢亀山の敵討。

これも短い話を一例挙げておく。

9 『常山紀談』卷之二十四第二話「小櫃与五右衛門会津公を諷

諫せし事」

会津中將保科正之は、台徳院殿の第九男にておはせしが、殊に豪気なり。近習の人に向ひて人々のたのしむ所を尋ねられしに、小櫃与五右衛門といへる者、「臣が楽しむ事二つあり。其の一つは、家貧しくて奢といふ事をしらず。天より命せられし貧を樂しむ」よしを申す。其の一つを問はるゝに、「これは憚る所の候」とていはず。しひて問はれしかば謹んで申しけるやう、「大名に生れざるを天の冥加と存じ樂しむ処なり」と答へければ、その子細を問はるるに、「大名は天性賢くおはし候ても、臣下これを馬鹿にとりなし候。禄少き身は其の師や朋反悪しき事を戒め諫め候故に、其の身を省みて馬鹿にならず候へども、大名はさはなく候。臣たる者とかく忤ひては、身の為よからじと存じて、其の主のよき事あれば山の如くにほめ申し、いろいろの悪しき習しを付け候ほどに、いつとなく恣になりもて行き、それよりは一言の諫をも申し難く候。いかに聰明にても、学問も無く教といふ事をしらず善事を弁へ給ふべきやうなきゆゑ、馬鹿になりはて候は口惜しき事に候はずや。臣、大名に生れざるを樂しむと存じ候は、此の子細に候」と申せば、中將つくゞと問召して、「よくもいひたるか

な。尤も至極せり。今より馬鹿にならざる思慮すべきよ」とて賞美のあまり、即ち二百石の禄を増し与へられけり。それより山崎嘉右衛門を尊信し学問を嗜まれ、のち神公と諡せしは此の中將の御事なり。

『明良洪範』卷之十八第一話「会津神公の事付小頼与五右衛門の直言」

会津神公左中將は台徳院様第九男にてぞまし／＼ける殊の外豪氣の人におはしまし又御近習の儒臣に小頼与五右衛門と云者有けり或時中將殿与五右衛門に其方が身に何ぞ楽みは有やと尋られしに与五右衛門承り大ひに楽みに存候事二つ御座候是を冥加と申されける私事は第一貧しくて御れば其は何事ぞや聞度と申されける私事は第一貧しくて御座候故奢りと申す事終に存じ申さず候若富家に生れ候は、奢りにひかれて礼義の道を存じ申す間敷候処天然の貧乏を冥加と存じ楽み申候由申しけり今一つはと尋ね給ふにたやすくは申し上がたく候重ねて申し上べしと申ける十日斗りありて今一つの楽みを聞んと仰られけるに与五右衛門是は何とも申しにくき事に御座候と申せしかど再応尋ね問はれしかば与五右衛門つゝしむで然らば申し上べしそは大名に生れざるは大なる冥加と常々天道に對し有がたく存じ奉る

よし申しければ中將殿其子細はいかなる事ぞと問ひ玉ひきされば其事にて候大名はあほうにて生得かしこき御方にても家来よりして皆あほうに取なし候小身者には師匠又は朋輩と申すものこれ有候ゆゑ悪敷事は異見し戒めもいたし候へども大名には左様の人御座なくみな御家来にて御座候ゆゑとかく御機嫌にそむかぬ様にと斗り致しなし申候夫故其主君少しよき事御座候へば山のごとくに答はやし御氣にいりたきより色々のなを付て何なる無理を仰せられ候ても御尤々々と申し居候ゆゑ主人はいつとなく氣随我まゝにならせ玉ひ夫よりは一言も諫めを申し上られぬ事に成行申し候何に聰明の生れ付にても学問もなく教もなくてはよき事を知り玉ふ事は御座なく候それ故あほうに御成なされ候と申ものにて候人と生れて家来にだまされてあほうに成玉ふ大名はさて／＼是非なき事の至極にて御座候依之私事大名に生れ申さず候故にあほうには成申さず候此段冥加に叶ひ申候と朝暮よろこび申す事にて御座候恐れいり奉り候らへども再応御尋にまかせ申し上候とぞ平伏して申しける中將殿つく／＼と聞し召てきて／＼尤なる事なり予此事の理をさき事遅き故に其方が申す如くいかにもあほうに成たるなり今よりはあほうにならぬ様に心懸くべし急ぎ筑前守に

も御前云ひ聞せよ是は当座の褒美追加増二百石あたえられけり夫よりは学問を好ませ玉ひ仁政を國中に行ひ玉ひし事数々にて諸國にても水戸の義公備前の芳烈公会津の神公として此三人の御事百世の後にも有がたき君とぞ申しつた

#### 四

以上、二・三節で挙げた二十一例が、『常山紀談』が『明良洪範』を素材として記述したと考えられる話である。この二十一例を眺めると、面白い現象に気付く。『明良洪範』については、卷之五（二例）、卷之七（五例）、卷之八（六例）、卷之九（三例）、卷之十八（五例）の五巻から集中的に採られ、『常山紀談』については、卷之十八（二例）、卷之十九（二例）、卷之二十（二例）、卷之二十一（二例）、卷之二十二（二例）、卷之二十三（八例）、卷之二十四（五例）、卷之二十五（二例）、と

ら成る。『明良洪範』の場合、前半に属する卷之五・卷之七・卷之八・卷之九から多く採られているのが目立つ。『常山紀談』の場合は更に特徴的で、『明良洪範』によつたと考えられる話が、全て後半の八巻（卷之十八から卷之二十五）に現れているのである。

『常山紀談』本編二十五巻は、一見雑然とした話の並べ方のように思われるが、実は大雑把に見れば、時の流れに則つた配列になっているのである。織田信長・豊臣秀吉・朝鮮陣・関ヶ原合戦・大坂陣、というように主な人物・事件をとらえてみても、それが年代順に並んでいることがわかる。関ヶ原合戦関連記事は、『常山紀談』卷之十一から卷之十七にかけて記述されている。ということは、『明良洪範』によつた『常山紀談』の記事は、全て江戸時代に入つてからの話だということになる。『明良洪範』に、江戸時代、特に元和偃武以後の記述が多いことは、拙稿「武辺咄研究——『武辺咄書』と『明良洪範』——」で述べた。『明良洪範』は戦国時代よりも江戸時代の話の記述に力を入れている訳だが、湯浅常山はその本質を見抜き、最も『明良洪範』らしい話を抜き出し、それを『常山紀談』の後半部に置いた。江戸時代に入つてからの記事を構成する場合、『明良洪範』は必須の素材源だったのである。

五

大体同じ話だが、話の運びが違っていたり、表現のしかた、固有名詞等の相違が目立っており、『明良洪範』以外の別の史料によったのではないかと思われるものとして、次の十三例が挙げられる。参考までに『明良洪範』の類話の所在を併せ掲げる。

- 1 『常山紀談』 卷之四第二十八話「岡田竹右衛門見切の事」  
『明良洪範』 卷之十一第十二話「神君御出陣の筆記」
- 2 『常山紀談』 卷之六第六話「幸田彦右衛門が母義死の事」  
『明良洪範』 卷之二十五第十三話「幸田彦右衛門が妻」
- 3 『常山紀談』 卷之七第一話「前田利家末森城後巻合戦の事」  
『明良洪範』 卷之十五第八話「末森軍記付秀吉先見の明」
- 4 『常山紀談』 卷之九第三話「井伊直政、関白を討たんと云はれし事」  
『明良洪範』 卷之十一第七話「井伊直政秀吉公を討取らんとす」
- 5 『常山紀談』 卷之二十第十一話「毛利勝水大坂に入る事」  
『明良洪範』 卷之二十四第六話「毛利豊前守勝水が妻」
- 6 『常山紀談』 卷之二十一第十話「大坂城中軍評定の事」  
『明良洪範』 卷之十六第十二話「大坂城中軍議の事付幸村二度の献策」
- 7 『常山紀談』 卷之二十二第一話「松平助十郎先登戦死の事」  
『明良洪範』 卷之十六第十三話「松平助十郎の討死」
- 8 『常山紀談』 卷之二十三第三話「土屋敷直執政の事並土屋忠直成立の事」  
『明良洪範』 続編卷之四第四話「土屋敷直の言行」
- 9 『常山紀談』 卷之二十三第三話「土屋敷直執政の事並土屋忠直成立の事」  
『明良洪範』 続編卷之四第三話「土屋忠直の生立」
- 10 『常山紀談』 卷之二十三第三話「永田治兵衛功名の事付樞井合戦の事」  
『明良洪範』 卷之十四第十四話「浅野但馬守大坂攻めの事付亀田大隅の武勇」
- 11 『常山紀談』 卷之二十五第四話「佐藤直方直言の事」  
『明良洪範』 卷之十五第十話「佐藤直方の賢徳」
- 12 『常山紀談』 拾遺卷之一第二話「家康公甲の心得御示の事」  
『明良洪範』 卷之三第十話「討死の心得」
- 13 『常山紀談』 拾遺卷之四第二十五話「松山新介の勇将中村新



兵衛が事」

『明良洪範』続編卷之二第十一話「中村新兵衛の勇猛」

六

『常山紀談』所載の話と類似の話が『明良洪範』にあるが、よりよく似ている話が『武辺咄聞書』にあり、『常山紀談』が、『明良洪範』よりはむしろ『武辺咄聞書』によっていると考えられるものに、次の六例がある。本来ならば、『常山紀談』『明良洪範』『武辺咄聞書』の本文を併せ掲げるべきであるが、前述したように、『武辺咄聞書』と『常山紀談』との関係についての論を別に予定しているので、本論では『常山紀談』のどの話であるかを指摘するに止める。

1 『常山紀談』卷之十一第三話「久世三四郎・坂部三十郎物見の事」

○これは『武辺咄聞書』によりながら、常山なりに手直しをしたものか。あるいは他の史料によったものかもしれない。

2 『常山紀談』卷之二十一第六話「木村・畑・田屋・牧野四士の武功の事」

3 『常山紀談』卷之二十三第十二話「大音主馬助先登を論ずる

事」

4 『常山紀談』拾遺卷之二第十四話「榎原の家人黒田彦左衛門の事」

5 『常山紀談』拾遺卷之二第十五話「浅野左衛門家人永田治兵衛働の事」

6 『常山紀談』拾遺卷之四第八話「源君、久世三四郎・坂部三郎へ物見仰付けられる事」

注

成稿後入手した『明良洪範』（天保五年写本。七巻七冊）には、増補のものらしき序文があり、それには「創業於東国以来昇平既百五十年」とある。「創業於東国」を、家康が江戸城に入った天正十八年のこととすれば、これは元文五年頃のもの、征夷大將軍に任せられた慶長八年のこととすれば、これは宝曆三年頃のものとなる。私は、現在の所、『常山紀談』の改稿が成ったのは『明良洪範』の成立より後のことであり、しかも『常山紀談』は『明良洪範』を素材の一つとして利用している、と考えている。両者が、無関係に、それぞれ同一の素材源から語を採っている、ということも考えられない訳ではないが、『常山紀談』の性格、及び本論において述べた所などから、その可能性は極めて薄いと思う。